

的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。

(イ) 相談指導にあたっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。

(ウ) 事業実施にあたっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。

(エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。

(オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。

なお、養育費相談の実施にあたっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。

(カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

## (2) 一般市等就業・自立支援事業

一般市等事業は、身近な地域においても自立支援策を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、就業相談事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業中から、地域の実情に応じ選択して実施して差し支えない。

イ 事業の実施にあたっては、都道府県等や近隣の一般市等と必要に応じ連携を図り、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

## 6 関係機関との連携等

都道府県等、一般市等は、この事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、市町村、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

## 7 国の補助

国は、都道府県等、一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現行
<p data-bbox="869 220 1142 284">雇児発第0417003号 平成19年4月17日</p> <p data-bbox="197 406 488 502">各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="654 566 1115 598">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 726 996 758">母子自立支援プログラム策定等事業の実施について</p> <p data-bbox="190 853 1124 1045">今般、児童扶養手当受給者等の自立・就業支援の一層の増進を図るため、従来の「母子自立支援プログラム策定事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村へ周知し、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="190 1053 1115 1117">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="190 1125 1108 1189">また、平成17年3月31日雇児発第0331018号本職通知「母子自立支援プログラム策定員の設置について」は、平成19年3月31日付けで廃止する。</p>	<p data-bbox="1825 220 2098 284">雇児発第0417003号 平成19年4月17日</p> <p data-bbox="1160 406 1451 502">各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1617 566 2078 598">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1303 726 1968 758">母子自立支援プログラム策定事業の実施について</p> <p data-bbox="1153 853 2087 1045">今般、児童扶養手当受給者の自立・就労支援の一層の増進を図るため、従来の「母子自立支援プログラム策定事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村へ周知し、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="1153 1053 2078 1117">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="1153 1125 2065 1189">また、平成17年3月31日雇児発第0331018号本職通知「母子自立支援プログラム策定員の設置について」は、平成19年3月31日付けで廃止する。</p>

改正後

母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱

第1 目的

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労支援事業（「生活保護受給者等就労支援事業について」（平成18年3月31日付け職発第0331009号職業安定局長通知。以下「就労支援事業実施要領」という。）及び「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。）参照。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者等に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定等事業の全部又は一部を母子家庭等就業・自立支援センター、母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等に委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

第4 事業の種類

事業の種類は次のとおりとする。

現行

母子自立支援プログラム策定事業実施要綱

第1 目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労支援事業（「生活保護受給者等就労支援事業について」（平成18年3月31日付け職発第0331009号職業安定局長通知。以下「就労支援事業実施要領」という。）及び「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。）参照。）や母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）を、母子家庭等就業・自立支援センターに委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

### (1) 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズに対応した自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、公共職業安定所（以下「安定所」という。）と福祉事務所等が連携し、きめ細かな就業支援を行う事業

### (2) 就職準備支援コース事業

プログラムの策定対象者のうち直ちに就業に移行することが困難と判断された者について、ボランティア活動を行うなど就業意欲を醸成するための事業

## 第5 策定員について

1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 安定所の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

2 策定員は、児童扶養手当受給者等の利便性等にも配慮して、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置又は駐在することとし、策定員が母子家庭等就業・自立支援センターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。

## 第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等

### 1 総論

#### (1) 面接の実施

母子自立支援プログラム策定等事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、児童扶養手当受給者等に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により事業及び生活保護受給者等就労支援事業を周知するとともに、母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等相談窓口へ来所した対象者のうち自立・就業に対する意欲のある者等に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面

## 第4 策定員について

1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

2 策定員は、児童扶養手当受給者等の利便性等にも配慮して、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置又は駐在することとし、策定員が母子家庭等就業・自立支援センターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。

## 第5 事業の内容等

### 1 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労支援事業を周知するとともに、母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等相談窓口へ来所した者等のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。

接を実施すること。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に  
限らず、対象者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

## (2) プログラムの策定について

### ア プログラムの内容

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、面接  
結果を踏まえ、対象者ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できる  
よう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る  
内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

(7) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の  
状況を理解するために必要な事項

(イ) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題

(ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容

(エ) 自立目標

(オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援  
内容等に対する評価

(カ) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助  
言、対応等の内容

### イ プログラムの策定

対象者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の  
取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握す  
ることにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載し  
たプログラムを策定した上で、母子自立支援プログラム策定事  
業（以下「策定事業」という。）又は就職準備支援コース事業  
（以下「コース事業」という。）のどちらの事業へ移行すべき  
かについて、必要に応じ母子自立支援員等の意見等も参考しつ  
つ、決定する。

なお、策定に当たっては、対象者の意向や意欲等を十分考慮  
するとともに、対象者に対して、就職準備支援コース事業をは  
じめ、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等  
の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行うことと  
する。また、この場合において、必要に応じて、対象者の児童  
の保育等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限  
らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

## 2 プログラムについて

### (1) プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施するため、相談者  
ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できる  
よう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る  
内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

ア 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状  
況を理解するために必要な事項

イ 本人の自立・就労を阻害している要因及び課題

ウ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容

エ 自立目標

オ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等  
に対する評価

カ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対  
応等の内容

### (2) プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取  
組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握するこ  
とにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプロ  
グラムを策定することとする。

さらに、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談  
者に対して、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓  
練等の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行うこと  
とする。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育  
等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の

の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

## 2 母子自立支援プログラム策定事業について

策定事業は、策定したプログラムに基づき、公共職業安定所（以下「安定所」という。）と福祉事務所等が連携し、きめ細かな就業支援を行い、就業に結び付けることを目的とする。

策定事業の実施に当たっては、策定事業への移行が適当と認められる者を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用し、生活支援を含めたきめ細かな自立支援を行う。また、就職等支援方策を検討するため、安定所との連携による生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる就労支援事業実施要項第5に該当する対象者（以下「支援対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 支援対象者については、就労支援事業実施要領及び活用プログラム実施要綱に従い、支援対象者に対する説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A（就労支援事業実施要領別添5及び別添6参照。）を別に策定することとする。

(2) 策定員は、就労支援メニュー選定チーム（就労支援事業実施要領別添2参照。）の構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援メニュー選定チームはメニュー選定ケース会議を実施し、支援対象者に最も適した支援メニューを選定

決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

## 3 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

なお、福祉事務所等に相談に来た者だけでなく、ハローワーク来訪者のうち、事業による支援が必要と思われる相談者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働関係機関との連携についても協力を依頼する等の体制づくりを行うこととする。

## 4 生活保護受給者等就労支援事業への移行に伴う業務

(1) 就職等支援方策を検討するため、安定所との連携による生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる就労支援事業実施要領5に該当する相談者（以下「支援対象者」という。）については、就労支援事業実施要領及び活用プログラム実施要綱に従い、支援対象者に対する説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A（就労支援事業実施要領別添5及び別添6参照。）を別に策定することとする。

(2) 策定員は、就労支援メニュー選定チーム（就労支援事業実施要領別添2参照。）の構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援メニュー選定チームはメニュー選定ケース会議を実施し、支援対象者に最も適した支援メニューを選定する

することとする。

- (3) 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、メニュー移行後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

### 3 就職準備支援コース事業について

コース事業は、長期間実社会と距離を置いていたことにより、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し社会との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

コース事業の実施に当たっては、コース事業への移行が適当と認められる者を対象に、参加の有効性について十分検討することとし、検討結果をプログラムに反映させることとする。また、コース事業に係るプログラムの策定に当たっては、母子自立支援プログラム策定事業へ移行することを前提としたプログラムを策定し計画的な支援内容にするとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 対象者1人当たりの支援期間は3か月間とし、1か月ごとに最低1回以上支援結果について評価を行うこととする。また、評価した結果、就業支援への移行が困難であると判断された場合には、プログラムの内容を見直すこととし、効率的・効果的な支援になるようにする。

- (2) 支援内容等については、次の事項を参考に検討されたい。

#### ア 地域参加自立支援コース

日常生活で孤立しがちな母子家庭の母を対象に、必要に応じて家庭訪問を行うとともに、

(ア) 親子サロン (クリスマス会、ボーリング大会等)

(イ) 親子料理教室 (お菓子作り等)

(ウ) 野外活動 (スポーツ大会、ピクニック等)

等への参加を促し、様々な人たちと交流させることにより、地域への参加を促す。

#### イ 社会生活自立支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起する。

(ア) 老人ホーム、グループホームの入所者、障害者作業所利用者、一人暮らしの高齢者等の話し相手

(イ) 視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに文学作品を朗読したものを吹き込む等

#### ウ 就業自立支援コース

就業体験の場の提供を通じ、就業意欲を醸成する。

こととする。

- (3) 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、メニュー移行後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

- (7) 老人ホーム、グループホーム、障害者作業所、一人暮らしの高齢者宅等における作業支援や家事支援
- (イ) 母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業
- (ウ) 図書館における図書の整理 等

#### 4 関係機関等との連絡調整

対象者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、対象者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

なお、福祉事務所等に相談に来た者だけでなく、ハローワーク来訪者のうち、事業による支援が必要と思われる対象者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働関係機関との連携についても協力を依頼する等の体制づくりを行うこととする。

#### 6 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

#### 7 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

#### 第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

#### 第8 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 5 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、相談者の生活や子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

#### 6 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持すること。

#### 第6 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

#### 第7 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

## 1. 趣旨

母子家庭の母等の就業・自立を促進するため、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、高等職業訓練促進給付金等の改正を行う。

## 2. 政令案の概要

(1) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金及び生活資金（知識技能を習得する場合）（第 8 条及び第 37 条）

貸付金の償還期限を据置期間経過後 10 年以内から 20 年以内に変更する。

(2) 高等職業訓練促進給付金（第 30 条）

○ 高等職業訓練促進給付金について、所得水準に応じて支給額に区分を設ける。

現行：一律 103,000 円 → 見直し後：市町村民税非課税世帯：103,000 円

市町村民税課税世帯：51,500 円

(3) 高等職業訓練促進給付一時金（新規）

○ 養成機関において養成課程を修了した者に対し、高等職業訓練促進給付一時金を支給する制度を創設する。

市町村民税非課税世帯：50,000 円

市町村民税課税世帯：25,000 円

(4) 母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用に対する国の補助（第 45 条第 2 項第 2 号）

国は、母子家庭自立支援給付金について、常用雇用転換奨励給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進給付一時金に要する費用の 4 分の 3 以内の額を補助することができる旨の規定に改める。

## 3. 施行期日等

○ 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 高等職業訓練促進給付金について、平成 19 年度以前に養成機関に入学した者は、従前のおりとする。

## 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 趣旨

母子家庭の母等の就業・自立を促進するための高等職業訓練促進給付金制度等の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

### 2. 省令案の概要

- (1) 高等職業訓練促進給付金については、市町村民税の課税世帯と非課税世帯とで給付額が異なることから、申請の際に市町村民税に係る納税証明書その他市町村民税が課されないことを証明する書類を添えなければならない旨の規定を追加する。
- (2) 高等職業訓練促進給付一時金を創設することから、当該一時金の手続に関する規定を次のとおり整備する。
  - ① 高等職業訓練促進給付一時金の支給を受けようとする者は、養成機関の養成課程を修了した後に都道府県知事等に申請すること。
  - ② 申請の際には、次の書類（入学時及び修了時の状況がわかるもの（養成機関の修了証書を除く。））を添付すること。
    - ・ 受給希望者及びその扶養している児童の戸籍謄本、住民票 等
    - ・ 児童扶養手当証書の写し又は受給希望者の所得額のわかるもの 等
    - ・ 受給希望者の世帯に属する者の市町村民税の納税証明書 等
    - ・ 養成機関の修了証書
  - ③ 都道府県知事等は、当該一時金の支給を決定した場合には、通知すること。

### 3. 施行期日等

- 平成20年4月1日から施行する。
- 高等職業訓練促進給付金について、平成20年4月1日以降に支給される給付金の手続きについては、従前のおりとする。